

# 総務部

## 総務企画委員会

### 【議案関係資料】

6月9日提出

## 令和8年第1回定例会(6月議会) 予算及び付託議案審査関係資料

令和8年6月9日  
総務部

### 【予算関係】

財政課	令和8年度6月補正予算に関する説明資料	・・・	3
秘書課	秋田県名誉県民の顕彰（秘書諸費）について	・・・	8
税務課	固定資産税事務における広域連携モデル構築事業について（新規）	・・・	10
総合防災課	災害弔慰金・災害障害見舞金の負担金（災害救助対策費）について	・・・	13

### 【議案関係】

税務課	「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について（議案第135号）	・・・	15
税務課	「地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第136号）	・・・	27

財政課

令和 8 年 度 6 月 補 正 予 算  
に 関 する 説 明 資 料

( 議 案 第 1 2 9 号 )

令和8年度6月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金	21,869	農林水産業費負担金 14,369 ( 973,663 → 988,032 ) 土木費負担金 7,500 ( 335,135 → 342,635 )	
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	4,588,088	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 2,800,698 ( 1,726,048 → 4,526,746 ) 過年災害復旧事業費 667,000 ( 3,446,879 → 4,113,879 ) 産地競争力強化対策費 275,268 ( 0 → 275,268 ) 農地利用効率化等支援交付金 250,795 ( 168,674 → 419,469 ) 医療施設等持続化支援事業費 223,968 ( 0 → 223,968 )	地方創生推進交付金 △ 310,708 ( 1,565,232 → 1,254,524 ) 地方大学・地域産業創生交付金 △ 129,719 ( 129,719 → 0 )
10 財産収入			
11 寄附金	22,650	スポーツ振興事業費 23,000 ( 5,100 → 28,100 )	文化振興事業費 △ 350 ( 16,750 → 16,400 )
12 繰入金	△ 1,212,614		地域活性化対策基金繰入金 △ 608,137 ( 4,000,000 → 3,391,863 ) 財政調整基金繰入金 △ 581,969 ( 8,485,000 → 7,903,031 ) 森林環境譲与税基金繰入金 △ 22,508 ( 198,729 → 176,221 )

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
13 繰 越 金			
14 諸 収 入	237	野菜・畑作・きのこ振興対策事業 449 ( 0 → 449 )	地域DX推進事業 △ 300 ( 300 → 0 )
15 県 債	999,600	過年発生土木災害復旧事業費 299,700 ( 1,704,300 → 2,004,000 ) 災害関連事業費 198,000 ( 0 → 198,000 ) 国直轄道路事業負担金 169,800 ( 3,804,000 → 3,973,800 ) 県有体育施設災害復旧事業費 158,000 ( 0 → 158,000 ) 重要港湾改修事業費 45,900 ( 406,900 → 452,800 )	
合 計	4,419,830	604,145,000 → 608,564,830	

令和8年度6月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費			
2 総務費	△ 299,048	こどものスポーツ機会拡大事業 23,000 ( 0 → 23,000 ) 固定資産税事務における広域連携モデル構築事業 20,159 ( 0 → 20,159 ) 秘書諸費 2,434 ( 43,202 → 45,636 )	秋田県ブランド確立事業 △ 111,954 ( 111,954 → 0 ) あきた未来世代移住戦略推進事業 △ 105,383 ( 279,728 → 174,345 ) 若者の県内定着・回帰総合支援事業 △ 34,672 ( 85,666 → 50,994 ) 「県民が主役の秋田へ」共創アクション推進事業 △ 19,947 ( 19,947 → 0 ) 地域DX推進事業 △ 17,448 ( 19,093 → 1,645 )
3 民生費	512,805	介護人材確保・職場環境改善等事業 257,787 ( 0 → 257,787 ) 生活保護費 107,257 ( 1,305,759 → 1,413,016 ) 障害児・者施設整備補助事業 91,190 ( 0 → 91,190 )	
4 衛生費	389,191	医療施設等持続化支援事業 317,076 ( 0 → 317,076 ) 歯科保健医療推進事業 49,916 ( 22,239 → 72,155 ) 周産期医療体制整備事業 9,932 ( 278,301 → 288,233 ) こども夜間休日オンライン診療体制整備事業 7,064 ( 0 → 7,064 )	
5 労働費	△ 14,341		人材確保・定着推進事業 △ 7,607 ( 50,469 → 42,862 ) 外国人材受入サポートセンター事業 △ 4,222 ( 23,661 → 19,439 ) 職業能力開発支援事業 △ 2,512 ( 527,202 → 524,690 )
6 農林水産業費	1,169,886	畜産経営維持緊急支援事業 519,700 ( 0 → 519,700 ) あきたの米から向上対策支援事業 295,777 ( 205,106 → 500,883 ) 経営体育成支援事業 250,795 ( 168,674 → 419,469 ) 酪農経営安定緊急対策事業 117,130 ( 0 → 117,130 )	“稼ぐ”あきた材利用推進事業 △ 37,297 ( 42,409 → 5,112 ) A K I T A グローバルリーチ戦略展開事業 △ 25,303 ( 55,534 → 30,231 ) 林内路網整備DX推進事業 △ 21,000 ( 21,000 → 0 ) “新しい林業”チャレンジ経営体応援事業 △ 10,000 ( 10,492 → 492 )

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
7 商 工 費	721,059	商業・サービス産業等振興事業 1,321,456 ( 0 → 1,321,456 ) 通年誘客促進事業 456,272 ( 13,728 → 470,000 )	インバウンド誘客拡大事業 △ 380,899 ( 380,899 → 0 ) 航空機システム電動化研究・開発推進事業 △ 281,260 ( 281,260 → 0 ) A K I T A D e X人材育成事業 △ 108,715 ( 108,715 → 0 )
8 土 木 費	713,275	災害関連事業 420,000 ( 0 → 420,000 ) 国直轄道路事業負担金 188,688 ( 4,226,904 → 4,415,592 ) 重要港湾改修事業 117,000 ( 903,700 → 1,020,700 )	秋田三港クルーズ活性化事業 △ 67,053 ( 67,053 → 0 )
9 警 察 費	26,015	運転免許試験及び免許証作成業務事業 26,015 ( 370,051 → 396,066 )	
10 教 育 費	△ 12,290	学校安全推進事業 15,499 ( 5,373 → 20,872 ) 秋田型部活動未来創出支援事業 10,906 ( 72,157 → 83,063 )	あきたMuseum機能強化事業 △ 23,783 ( 68,169 → 44,386 ) 私立大学等地域人材育成支援事業 △ 15,045 ( 15,045 → 0 )
11 災 害 復 旧 費	1,213,278	過年発生土木災害復旧事業 1,000,000 ( 5,340,616 → 6,340,616 ) 県有体育施設災害復旧事業 158,009 ( 0 → 158,009 ) 県立学校施設等災害復旧事業 41,756 ( 10,000 → 51,756 ) 児童福祉施設等災害復旧費補助金 13,513 ( 0 → 13,513 )	
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	4,419,830	604,145,000 → 608,564,830	

## 秋田県名誉県民の顕彰（秘書諸費）について

秘書課

### 1 目的

内閣総理大臣として、我が国の政治経済及び地方自治の発展に尽力し、出身地である本県の名を高めた菅義偉氏に対し、秋田県名誉県民の称号を贈る。

### 2 内容

名誉県民の称号を贈りこれを顕彰するため、授与式を行うとともに、全戸配布広報紙等により功績を広く県民に周知する。

- ・名誉県民章及び略章、称号記の授与
- ・名誉県民授与式の実施
- ・県広報紙やウェブサイト等による功績の周知

### 3 予算額

2, 4 3 4 千円 (⊖2, 4 3 4 千円)

内訳	報償費	9 5 0 千円
	旅 費	1 4 7 千円
	需用費	1 1 0 千円
	役務費	6 千円
	委託料	4 5 8 千円
	使用料及び賃借料	7 6 3 千円



称号記



略章



#### 4 その他（これまでの名誉県民）

受章年	氏名	功績
昭和56年	小畑 勇二郎	秋田県知事として地方自治の発展に貢献
平成元年	山崎 貞一	東京電気化学工業株式会社の社長として本県産業の飛躍的発展等に尽力
	日沼 頼夫	国際的に評価された癌ウイルス研究などの優れた業績
平成5年	明石 康	国連を代表しカンボジア平和維持活動を成功させるなど国際平和に貢献
平成18年	遠藤 章	高コレステロール血症治療薬「スタチン」の発見と開発に貢献

## 固定資産税事務における広域連携モデル構築事業について（新規）

税務課

### 1 目的

高い専門性と公平性が求められる地方税業務の持続可能性にとって、人口減少に伴う職員や財源の減少が大きな課題とされる中、県と市町村が連携等を強化することで、より効率的で質の高い税務行政を実現する。

### 2 内容

#### (1) 衛星画像の共同調達・活用支援事業

複数市町村分の衛星画像調達と調達画像の業務への活用をサポートし、事務の効率化や精度の向上を図る。

- ・衛星画像の共同調達・活用支援業務委託 一式

#### (2) 相互併任による共同家屋評価事業

モデル地域を設定し、県・市町村職員が相互に併任し共同で家屋評価を行うことにより、評価事務に関するノウハウの共有等を図る。

また、家屋評価実務研修を実施し、評価事務に必要な専門知識の習得を図る。

- ・モデル地域：北秋田及び仙北地域振興局管内（大館市、北秋田市、上小阿仁村、大仙市、仙北市、美郷町）
- ・家屋評価実務研修：家屋の模擬評価、グループ討議等（全市町村）

### 3 予算額

20,159千円（国20,159千円）

※持続可能な行政サービスの提供に向けた広域連携モデル構築事業（総務省委託事業）

(1) 衛星画像の共同調達・活用支援事業	20,005千円
内訳〔委託料〕	20,005千円〕

（委託料の内訳）

・衛星画像の調達	
アーカイブ画像（1,365km <sup>2</sup> ）	10,961千円
新規撮影（400km <sup>2</sup> ）	4,620千円
・活用状況調査、効果検証	1,899千円
・運用サポート、事務効率化支援	1,488千円
・打合せ・協議	1,037千円

(2) 相互併任による共同家屋評価事業	154千円
内訳〔報償費〕	60千円〕
旅費	94千円〕

【秋田県】地方税業務のあり方研究会

税務課

高い専門性と公平性が求められる地方税業務の持続可能性にとって、人口減少に伴う職員や財源の減少が大きな課題とされる中、県と市町村がそれぞれ役割を見直し、連携等を強化することで、より効率的で質の高い税務行政を実現するため、個別事務のあり方について検討、整理した。  
(R7.3月設置、12月方向性とりまとめ)

取組を推進

- 固定資産税事務で使用する航空写真撮影の共同化
- 相互併任による家屋評価の共同化

総務省委託事業へ  
提案・応募 (R8.3)

【総務省】持続可能な行政サービスの提供に向けた広域連携モデル構築事業（委託事業：国費10/10）

人材不足が深刻化する中、行政サービスを持続的なものにするため、新しい連携の分野（従来都道府県が補完していない分野など）、新しい連携の方法（都道府県による補完及び市町村間の水平連携の組合せなど）等、これまでにない新しい広域連携を実践する自治体を支援し、全国展開可能なモデルを構築する。

秋田県

「地方税業務のあり方研究会」での整理内容をもとに、下記の取組について、新たな役割分担の提案及び実践団体への応募を行い、採択を受けた。(R8.4月採択)

新たな役割分担

○固定資産の現況調査及び評価に関する事務

これまで市町村が行ってきた固定資産の現況調査のための衛星写真の調達等について、都道府県が中心となって市町村と共同で調達する。また、これまで市町村が行っていた固定資産の家屋評価について、都道府県と市町村が共同で実施する。

衛星画像の共同調達・活用支援事業  
(固定資産税事務に使用する衛星画像の共同調達)

市町村は固定資産について毎年実地で調査をすることとされている（地方税法第408条）が、全ての資産について職員が現地に赴き調査することは非効率的。

総務省では航空写真等の活用を推奨しているものの、航空写真撮影は費用が高額で定期撮影が困難とする団体が多く、画像を活用した事務の効率化等が進展しない。

航空写真に比べ安価な衛星写真の解像度が近年向上し、固定資産事務に活用可能なものが普及。

複数市町村分の衛星画像を県が共同調達することにより、単位費用と市町村の契約事務負担を軽減。

画像調達と業務への画像活用支援を固定資産税事務への画像活用に精通した事業者へ委託し、実装後の活用状況の把握等を通じた適切な助言により事務の効率化等を図る。

相互併任による共同家屋評価事業  
(相互併任による家屋評価の共同処理)

家屋評価には高い専門性を必要とするが、市町村では人口減少に伴う職員数の減少等により、家屋評価知識の承継や専門性の維持等が困難になることが見込まれている。

とりわけ小規模市町村においては、業務の掛け持ちや評価機会の少なさから専門性が培われにくく、適正評価の持続可能性への懸念がある。

県及び市町村の職員が相互に併任し、共同して家屋評価を行うことにより人的資源を有効活用。

共同での家屋評価の実施により、団体間の連携による評価知識・技術の維持・承継及びノウハウの共有。

実務的な評価研修を実施し、固定資産評価基準への理解と専門知識の習得を図る。

## 災害弔慰金・災害障害見舞金の負担金（災害救助対策費）について

総合防災課

### 1 概要

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、今冬の大雪により亡くなられた14名の遺族への災害弔慰金及び身体に著しい障害を受けた方への災害障害見舞金について、市町村が支給した額の一部を負担する。

### 2 交付先

#### (1) 災害弔慰金

7市町（14名）

<内訳>

横手市（4名）、大館市（2名）、湯沢市（1名）、大仙市（2名）、仙北市（2名）、  
小坂町（1名）、美郷町（2名）

#### (2) 災害障害見舞金

湯沢市（1名）

### 3 負担割合

国1／2、県1／4、市町村1／4

#### 4 予算額

38,438千円（ $\text{国}$  25,625千円  $\ominus$  12,813千円）

(1) 災害弔慰金 37,500千円（ $\text{国}$  25,000千円  $\ominus$  12,500千円）

（内訳）負担金補助及び交付金

- ・死亡者が受給遺族の主たる生計維持者 5,000千円 $\times$ 3/4 $\times$ 6名=22,500千円
- ・死亡者が受給遺族の主たる生計維持者以外の者 2,500千円 $\times$ 3/4 $\times$ 8名=15,000千円

(2) 災害障害見舞金 938千円（ $\text{国}$  625千円  $\ominus$  313千円）

（内訳）負担金補助及び交付金

- ・負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方が主たる生計維持者以外の者  
1,250千円 $\times$ 3/4 $\times$ 1名=938千円

#### 〔参考〕災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給要件等

区分	災害弔慰金	災害障害見舞金
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律	
対象災害	災害救助法が適用された都道府県が2以上ある災害（全国適用）	
支給額	生計維持者：500万円 その他の者：250万円	生計維持者：250万円 その他の者：125万円
支給対象者	死亡された方の遺族 ・配偶者、子、父母、孫、祖父母 ・兄弟姉妹（同居又は生計が同じ者に限る）	負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方（障害等級1級相当）

## 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について（議案第135号）

税務課

### 1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い個人の県民税に係る寄附金税額控除の特例控除の見直し等を行う等の必要がある。

### 2 主な改正内容

#### (1) 個人の県民税

- ① 県に対する寄附金に係る寄附金税額控除（いわゆるふるさと納税）について、特例控除額の控除限度額を、県民税の所得割額の100分の20に相当する金額と77万2千円とのいずれか低い金額とする。（第36条の2、附則第4条の3関係）
- ② 住宅借入金等特別税額控除（いわゆる住宅ローン控除）について、現行の適用期限を5年延長する。（附則第4条の2関係）
  - ・対象居住年（令和7年入居分まで） → 令和12年入居分まで延長
  - ・税額控除の適用期限（令和20年度分） → 令和25年度分まで延長
- ③ NISAの口座開設可能年齢の下限（改正前は18歳）が撤廃され、0歳から17歳に対して新たに積立投資枠が設けられた（「こどもNISA」の創設）ことに伴い、18歳未満での契約不履行等事由（中途払出等）があった場合は、非課税を取り消し、通常の配当割等を遡及課税する。（附則第7条の2、第12条の3の3関係）

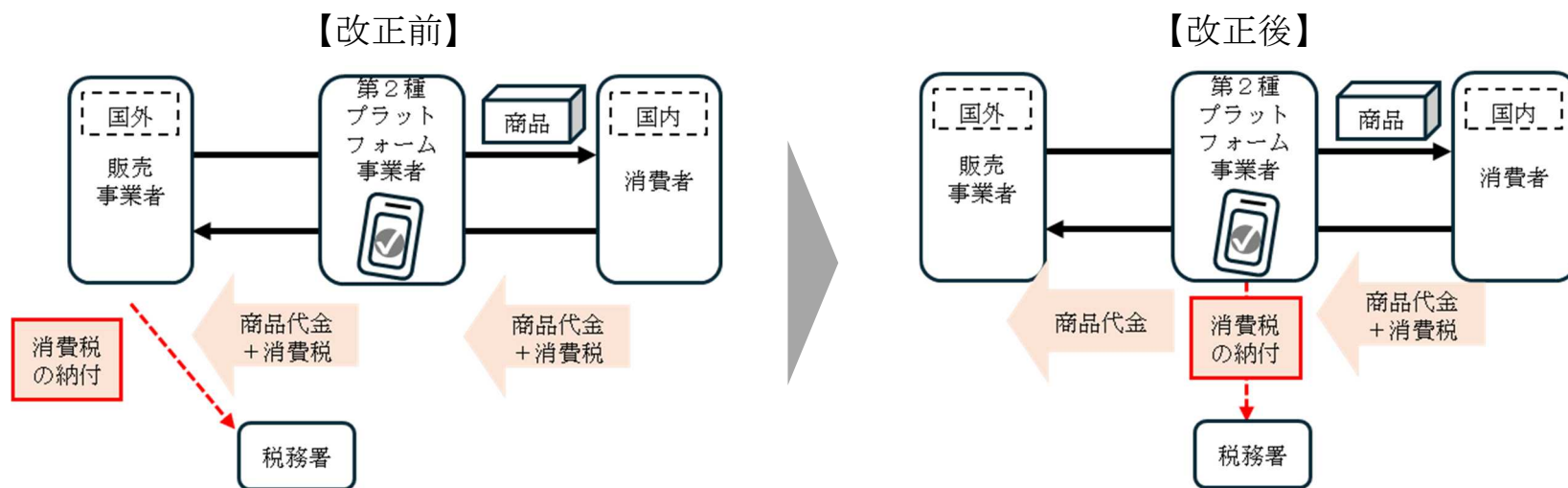
#### ○こどもNISAの主な内容

- ・年間投資枠：60万円、非課税保有限度額：600万円
- ・NISA口座からの払出しについては、原則18歳になるまでできないが、災害等のやむを得ない場合や、12歳以降で一定の要件を満たす場合は、親権者等による払出しができる。

④ 特定暗号資産の譲渡による譲渡所得等については、他の所得と分離して課税譲渡所得等の金額の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。（附則第12条の3の6関係）

(2) 地方消費税

消費税において物品販売に係るプラットフォーム課税が導入されたことに伴い、第2種プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、資産の譲渡を行った事業者に代わり第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなす。（第62条の2の3、第62条の2の4関係）



(3) 不動産取得税

特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額について、次の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）を適用対象から除外することとする。（第73条関係）

- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・市街化調整区域のうち一定の浸水想定区域 等

(4) その他所要の規定の整理を行う。

### 3 施行期日等

(1) この条例は、次を除き、公布の日から施行する。

- ① 2(1)①から③まで及び(4)の一部 令和 9年1月1日
- ② 2(4)の一部 令和10年1月1日
- ③ 2(2) 令和10年4月1日
- ④ 2(3) 令和11年4月1日
- ⑤ 2(1)④及び(4)の一部 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。

新	旧
<p>(寄附金税額控除) 第三十六条の二 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、法第三十七条の二第十一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額</p> <p>とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の県民税に係る扶養親族等申告書) 第三十七条の五 略</p> <p>2 法第四十五条の三の三第一項に規定する公的年金等受給者は、同項に規定するところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。</p> <p>(第一種ブラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用) 第六十二条の二の三 消費税法第十五条の二第一項に規定する電気通信利用役務の提供</p>	<p>(寄附金税額控除) 第三十六条の二 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、法第三十七条の二第十一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額)とする。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の県民税に係る扶養親族等申告書) 第三十七条の五 略</p> <p>2 法第四十五条の三の三第一項に規定する公的年金等受給者は、同項に規定するところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。</p> <p>(特定ブラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用) 第六十二条の二の三 消費税法第二条第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供(法第七十二条の八十の三に規定する電気通信利用役務の提供をいう。以下この条において同じ。)が消費税法第十五条の二第一項に規定するデジタルブラットフォーム</p>

が同項に規定するデジタルブラットフォーム(次条において「デジタルブラットフォーム」という。)を介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第一種ブラットフォーム事業者を介して收受するものである場合には、当該第一種ブラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。

(第二種ブラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの節の規定の適用)  
第六十二条の二の四 消費税法第十五条の三第一項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルブラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第二種ブラットフォーム事業者を介して收受するものである場合には、当該第二種ブラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)  
第七十三条 総合県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅(法第七十三条の十四第一項に規定する特定区域内住宅を除くものとし、令第三十九条の二の四第一項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。)一戸(共同住宅等にあつては、令第三十九条の二の四第二項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分)についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合には

下この条において同じ。)が消費税法第十五条の二第一項に規定するデジタルブラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定ブラットフォーム事業者(以下この条において「特定ブラットフォーム事業者」という。)を介して收受するものである場合には、当該特定ブラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)  
第七十三条 総合県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅(令第三十九条の二の四第一項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。)一戸(共同住宅等にあつては、令第三十九条の二の四第二項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分)についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合には

、二百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

一〇三略  
2〇9略

(自動車税の徴収の方法の特例)

第二百二十七条の二 納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年秋田県条例第一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第二項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織(法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。)を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第三百三十条第一項の規定による申告書を提出するときは、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に係る自動車税を法施行規則第九条に規定する方法により徴収する。

附則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第四条の二 平成二十二年度から令和二十五年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十二条の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条及び附則第二十八条第三項において「居住年」という。)が平成二十一年から令和十二年までの各年である場合に限る。)には、法附則第五条の四第一項第一号に掲げる金額から同項第二

、二百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

一〇三略  
2〇9略

(自動車税の徴収の方法の特例)

第二百二十七条の二 納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年秋田県条例第一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第二項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織(法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。)を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第三百三十条第一項の規定による申告書を提出するときは、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に係る自動車税を法施行規則 〇〇〇に規定する方法により徴収する。

附則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第四条の二 平成二十二年度から令和二十年度 までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十二条の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条及び附則第二十八条第三項において「居住年」という。)が平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。)には、法附則第五条の四第一項第一号に掲げる金額から同項第二

号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)を加算した額)の百分の二に相当する金額(当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2略

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得又は同条第十二項に規定する特別特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは、「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第四条の三 第三十六条の二の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、法第三十七条の二第二十一項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有し

号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)を加算した額)の百分の二に相当する金額(当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2略

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得又は同条第十六項に規定する特別特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは、「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第四条の三 第三十六条の二の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、法第三十七条の二第二十一項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有し

ない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第七条第一項、附則第八条第一項、附則第九条第一項、附則第十二条第一項、附則第十二条の二第一項、附則第十二条の三の六第一項又は附則第十二条の四第一項の規定の適用を受けるときは、第三十六条の二第二項に規定する特例控除額は、法第三十七条の二第三十一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第二項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、法附則第五条の五第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額

とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第四条の四 平成二十六年から令和三十年度までの各年度分の個人の県民税についての第三十六条の二第一項及び第二項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十六条の二第二項中「法第三十七条の二第十一項各号」とあるのは「法附則第五条の六第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の二第十一項各号」と、前条中「法附則第五条の五第一項各号」とあるのは「法附則第五条の六第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の五第一項各号」とする。

2 令和三十一年度以後の各年度分の個人の県民税についての第三十六条の二第一項及び第二項並びに前条（これらの規定を次条の

ない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第七条第一項、附則第八条第一項、附則第九条第一項、附則第十二条第一項、附則第十二条の二第一項、附則第十二条の三の六第一項又は附則第十二条の四第一項の規定の適用を受けるときは、第三十六条の二第二項に規定する特例控除額は、法第三十七条の二第三十一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第二項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、法附則第五条の五第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額）とする。

第四条の四 平成二十六年から令和二十年度までの各年度分の個人の県民税についての第三十六条の二第一項及び第二項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十六条の二第二項中「法第三十七条の二第十一項各号」とあるのは「法附則第五条の六第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の二第十一項各号」と、前条中「法附則第五条の五第一項各号」とあるのは「法附則第五条の六第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の五第一項各号」とする。

規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、同項中「法第三十七条の二第十一項各号」とあるのは「法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の二第十一項各号」と、前条中「法附則第五条の五第一項各号」とあるのは「法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の五第一項各号」とする。

#### （個人の県民税の寄附金税額控除の特例）

#### 第六条 略

2 前項の申告特例控除額は、第三十六条の二第二項に規定する特例控除額に、法附則第七条の二第二項の表の上欄に掲げる第三十五条第二項に規定する課税総所得金額から第三十六条第一号(一)に掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合（法附則第七条の三第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、これらの項の規定により読み替えて適用される割合）を乗じて得た金額とする。

（非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第七条の二 租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この項、附則第十二条の三の二及び附則第十二条の三の三第一項において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項、附則第十二条の三の二第三項及び附則第十二条の三の三第一項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第三十七条の十四第四項第一号に規定する基準年（附則第十二条の三の二第三項及び附則第十二条の三の三第一項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第三十七

#### （個人の県民税の寄附金税額控除の特例）

#### 第六条 略

2 前項の申告特例控除額は、第三十六条の二第二項に規定する特例控除額に、法附則第七条の二第二項の表の上欄に掲げる第三十五条第二項に規定する課税総所得金額から第三十六条第一号(一)に掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合（法附則第七条の三第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される割合）を乗じて得た金額とする。

の第十四第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第十二条の三の二第三項及び附則第十二条の三の三第一項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第九条の八第一項第三号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第九条の八第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十条第一項第六号及び第四十七条の十二第一項の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

（未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第七条の三 租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座（以下この項、附則第十二条の三の四第二項及び第三項並びに附則第十二条の三の五第一項において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第三十七条の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第十二条の三の四第三項及び附則第十二条の三の五第一項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第九条の九第一項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第九条の九第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 略

（未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第七条の二 租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座（以下この項、附則第十二条の三の三第二項及び第三項並びに附則第十二条の三の四第一項において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第三十七条の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第十二条の三の三第三項及び附則第十二条の三の四第一項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第九条の九第一項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第九条の九第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第十条 略

2・3 略

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三号第一項の地すべり等防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

5 | 6 | 略

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第十二条の二の二 略

2 租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等（附則第十二条の三の二第一項及び附則第十二条の三の四第一項において「上場株式等」という。）を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の四第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第四条の四第三項、第三十七条の十

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第十条 略

2・3 略

4 | 5 | 略

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第十二条の二の二 略

2 租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等（附則第十二条の三の二第一項及び附則第十二条の三の三第一項において「上場株式等」という。）を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の四第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第四条の四第三項、第三十七条の十

第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の四第一項及び第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 略

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第十二条の二の三 略

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項に規定する特定管理口座(その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。)に係る同条第一項に規定する振替口座簿(次条第一項において「振替口座簿」という。)に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡(同法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この項及び次条において同じ。)をした場合には、令附則第十八条の三第二項に規定するところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第三十七条の十第二項に規定する株式等(次条、附則第十二条の三の二第二項及び附則第十二条の三の四第二項において「株式等」という。)の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

3 略

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第十二条の三の二 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場

第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の四第一項及び第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 略

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第十二条の二の三 略

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項に規定する特定管理口座(その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。)に係る同条第一項に規定する振替口座簿(次条第一項において「振替口座簿」という。)に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡(同法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この項及び次条において同じ。)をした場合には、令附則第十八条の三第二項に規定するところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第三十七条の十第二項に規定する株式等(次条、附則第十二条の三の二第二項及び附則第十二条の三の三第二項において「株式等」という。)の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

3 略

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第十二条の三の二 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場

株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。)、同項第四号に規定する非課税累積投資契約(以下この条において「非課税累積投資契約」という。)(又は同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約(以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。)に基づき同法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。)(その者が二以上の

非課税口座

を有する場合には、そ

れぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第十八条の六の二第一項に規定するところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 略

3 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、法附則第三十五条の三の二第三項各号に規定するところにより、県民税に関する規定を適用する。

(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第十二条の三の三 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四第八項の規定の適用があつたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金

株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。)(又は同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約(以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。)に基づき同法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。)(その者が二以上の

同法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座(以下

この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれ非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第十八条の六の二第一項に規定するところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 略

額を第四十七条の十四第一項に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十条第一項第七号、第四十七条の十七第一項及び第二項並びに第四十七条の十八の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この号及び第四十七条の十七第一項において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止（第四十七条の十七第一項及び第二項において「非課税口座の廃止」という。）の日」と、第四十七条の十七第一項中「租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている同法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等」と、同条第二項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「非課税口座の廃止の際」と、第四十七条の十八中「年の翌年の一月十日（令第九条の二十第一項各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める日）」とあるのは「月の翌月十日」とする。

第十二条の三の四・第十二条の三の五 略

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第十二条の三の六 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年

第十二条の三の三・第十二条の三の四 略

中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三十三条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令第十八条の六の四の規定により計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第二号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十八条の二第二項第二号の規定により適用されることによる。  
二 第三十四条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十二条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

三 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の三の六第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第

十二条の三の六第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項及び附則第四条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の三の六第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の三の六第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

四 附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第十二条の三の六第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の三の六第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

(特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除)

第十二条の三の七 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。)は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三十七条の四の規定による申告書を提出した場合において、その後の年度分の県民税について連続して当該申告書(その提出期限において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第一項後段の規定にかかわらず、令第十八条の六の五の規定により、当該納税義務者の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として令附則第十八条の六の五第二項で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として令附則第十八条の六の五第三項で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

(軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例)  
第十八条の九 略

2 特例対象事業者は、前項の規定の適用を受けようとするときは、同項の製造を行う場所及び期間その他の法施行規則附則第四条の九第一項に規定する事項を、総合県税事務所長に届け出なければならぬ。

3 略

4 第二項の規定による届出をした特例対象事業者は、帳簿を備え、第一項の製造に関する事項その他の法施行規則附則第四条の九第四項に規定する事項をこれに記載しなければならない。

5 略

(自動車税の税率の特例)  
第十九条 略

2 略

(軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例)  
第十八条の九 略

2 特例対象事業者は、前項の規定の適用を受けようとするときは、同項の製造を行う場所及び期間その他の法施行規則附則第四条の八の二第一項に規定する事項を、総合県税事務所長に届け出なければならぬ。

3 略

4 第二項の規定による届出をした特例対象事業者は、帳簿を備え、第一項の製造に関する事項その他の法施行規則附則第四条の八の二第四項に規定する事項をこれに記載しなければならない。

5 略

(自動車税の税率の特例)  
第十九条 略

2 略

3 次に掲げる自動車に対する第二百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が発行された日から令和十三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 略
- 二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法附則第十二条の三第二項第二号に規定する排出ガス保安基準で法施行規則第五十五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は同号に規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則第五十五条の二第三項に規定するもの

三 略

(表 略)

4 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等（営業用の乗用車及び乗用車に類する特種用途自動車（第二百二十五条第一項第五号ハ(1)の特種用途自動車のうち営業用のものをいう。）をいう。以下この項において同じ。）に対する第二百二十五条第一項第一号イ、第四号イ及び第五号ハ(1)の規定の適用については、当該営業用の乗用車等が発行された日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン自動車（法附則第十二条の三第一項第一号に規定する充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規

3 次に掲げる自動車に対する第二百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が発行された日から令和十三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 略
- 二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法附則第十二条の三第二項第二号に規定する排出ガス保安基準で法施行規則第五十五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は同号に規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則第五十五条の二第二項に規定するもの

三 略

(表 略)

4 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等（営業用の乗用車及び乗用車に類する特種用途自動車（第二百二十五条第一項第五号ハ(1)の特種用途自動車のうち営業用のものをいう。）をいう。以下この項において同じ。）に対する第二百二十五条第一項第一号イ、第四号イ及び第五号ハ(1)の規定の適用については、当該営業用の乗用車等が発行された日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン自動車（法附則第十二条の三第一項第一号に規定する充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規

定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則第五十五条の二第四項で規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則第五十五条の二第五項で規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則附則第五条の二第六項で規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので法施行規則第五十五条の二第七項で規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則第五十五条の二第八項で規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規

定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則附則第五条の二第六項で規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので法施行規則

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規

定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規

5  
略

則附則第五条の二第九項で規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第十項で規定するもの

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第五条の二第十項で規定するもの又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第五条の二第十二項で規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第十三項で規定するもの

5  
略

則で規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則で規定するもの

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で規定するもの又は同法の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則で規定するもの

「地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案」について  
(議案第136号)

税務課

## 1 改正理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和8年総務省令第38号）の施行により、所要の規定の整備を行う必要がある。

## 2 改正内容

- (1) 事業税の課税免除の対象となる特別償却設備について、特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除くこととする。（第2条関係）

特別償却設備	: 特定業務施設の用に供する減価償却資産（建物、建物附属設備、機械装置等）のうち取得価額の合計額が一定額以上のもの
特定業務施設（本社機能）	: 調査及び企画、情報処理、研究開発、国際事業並びにその他管理業務部門の事務所、研究所又は研修所
特定業務児童福祉施設	: 特定業務施設の従業員の児童に係る保育所

- (2) 固定資産税の課税免除及び不均一課税の対象となる大規模の償却資産について、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号までに掲げるものに限ることとする。（第4条関係）

所得税法施行令第6条／法人税法施行令第13条
第1号：建物及びその附属設備 ※償却資産の対象となる建物附属設備が対象
第2号：構築物（土地に定着する土木設備または工作物）
第3号：機械及び装置

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第二条 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成二十七年総務省令第七十三号。次条において「省令」という。)第二条第一号の認定事業者であつて、同号に規定する特定業務施設整備計画(次条において「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日(同日までに地域再生法第十七条の二第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に同号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を設置したものが行う事業に対して課する事業税については、当該税額から次の各号に掲げる事業税の区分に応じ当該各号に定める額を減額する。</p> <p>一 事業を行う法人が特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業の用に供した日から三年以内に終了する事業年度までの各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税 当該所得又は収入金額のうち当該特別償却設備(地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の新設に併せて整備されるもの)の用に供する減価償却資産を除く。次号において同じ。)に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に秋田県条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。)第五十一条(県税条例附則第十四条の二の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する税率を乗じて得た額</p> <p>二 略</p>	<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第二条 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成二十七年総務省令第七十三号。以下「省令」という。)第二条第一号の認定事業者であつて、同号に規定する特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日(同日までに地域再生法第十七条の二第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に同号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を設置したものが行う事業に対して課する事業税については、当該税額から次の各号に掲げる事業税の区分に応じ当該各号に定める額を減額する。</p> <p>一 事業を行う法人が特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業の用に供した日から三年以内に終了する事業年度までの各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税 当該所得又は収入金額のうち当該特別償却設備</p> <p>に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に秋田県条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。)第五十一条(県税条例附則第十四条の二の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する税率を乗じて得た額</p> <p>二 略</p>
<p>(固定資産税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第四条 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、前条第一項に規定する者が取得した特別償却設備である大規模の償却資産(県税条例第六十四条に規定する大規模の償却資産をいい、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号から第三号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第三号までに掲げるものであつて公示日以後に取得したものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該大規模の償却資産を事業の用に供した日(その日が一月一日であるときは、その前日)の属する年の翌年の四月一日を初日とする年度から三年度間に限り固定資産税を課さない。</p> <p>2 略</p>	<p>(固定資産税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第四条 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、前条第一項に規定する者が取得した特別償却設備である大規模の償却資産(県税条例第六十四条に規定する大規模の償却資産をいい、</p> <p>公示日以後に取得したものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該大規模の償却資産を事業の用に供した日(その日が一月一日であるときは、その前日)の属する年の翌年の四月一日を初日とする年度から三年度間に限り固定資産税を課さない。</p> <p>2 略</p>